

2023年7月7日

内閣総理大臣 岸田 文雄様
経済産業大臣 西村 康稔様

みやぎ生活協同組合 理事長 冬木 勝仁
宮城県漁業協同組合 組合長 寺沢 春彦
宮城県生活協同組合連合会 会長理事 冬木 勝仁
福島県生活協同組合連合会 会長 佐藤 一夫
(公 印 略)

要請書

2021年4月13日、政府は東京電力福島第一原発事故に伴うアルプス（多核種除去装置）処理水の海洋放出を決めました。海洋放出方針は、漁業者はもとより国民の反対や懸念があるなか、「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」という東京電力と地元漁業者の約束を反故にして決定したものです。

「アルプス処理水」は、原発事故を起こした原子炉から発生している放射能汚染水を処理したものであり、通常原発から放出されているトリチウム水とは違うものです。アルプス処理すればトリチウム以外は除去可能とされていますが、トリチウム以外の核種の存在も指摘され、海洋環境への影響が懸念されています。安全性の担保、国民的理解、国際社会の理解醸成、風評被害対策について、大きな課題として残ったままです。

このまま海洋放出が行われることになれば、地域経済に大きな影響を及ぼし震災復興のために払われてきた10年の努力が水泡に帰す大きな懸念があります。今後30年以上の長期間にわたる海洋放出は許されることではありません。

廃炉の完了と東日本大震災、原発事故からの復興への道は、長く先が見通せない状況にあります。原発の廃炉、復興にむけての取り組みは、関係者、国民との理解と信頼のもとすすめるべきです。

こうしたことから、豊かな海を次世代に引き継ぐためにも、アルプス処理水の処分は、海洋放出によらず、関係者、国民の理解が得られる別の方法で実施することを要請します。

要請事項

- 一、東京電力福島第一原子力発電所のトリチウム等を含むアルプス処理水は海洋放出を行わず、関係者、国民の理解が得られる別の方法で処分すること。

以上